



一般社団法人面会交流支援全国協会

## ACCSJ 会員規定

### 第1条 会員

- (1) ACCSJ の基本方針に賛同する次の団体又は個人は、正会員となることができる。
- ① 面会交流支援に携わっている団体又は個人
  - ② これから面会交流支援を行うことを予定している団体又は個人
  - ③ 面会交流支援に関心を持つ団体又は個人
- (2) ACCSJ の基本方針に賛同する法人その他の団体又は個人は、賛助会員になることができる。

### 第2条 入会

正会員又は賛助会員になろうとする者は、ACCSJ に入会の申込みを行い、ACCSJ 運営委員会の承認をなければならない。

### 第3条 会費

正会員又は賛助会員は、定められた会費を支払わなければならない。

### 第4条 会員の責務

正会員及び賛助会員は、ACCSJ の基本方針を尊重し、ACCSJ 面会交流支援における原則と基準に沿った活動を行う。

### 第5条 正会員に提供される事業およびサービス

- (1) 第1条(1)の正会員は、次の各号に掲げるサービスを受けることができる。
- ① ACCSJ による認証および継続認証の申請
  - ② 正会員個人及び正会員団体メンバーの ACCSJ が提供する研修の受講
  - ③ 正会員個人及び正会員団体メンバーの会員限定 ACCSJ 研究会への参加
  - ④ 正会員個人及び正会員団体メンバーの会員限定シンポジウムへの参加
  - ⑤ ACCSJ 面会交流支援相談における実務相談
  - ⑥ 正会員個人及び正会員団体メンバーの ACCSJ カフェ（交流会）への参加
  - ⑦ ACCSJ 正会員の開催する交流会、学習会等の情報提供
  - ⑧ 定期的に刊行される ACCSJ レター
  - ⑨ その他、ACCSJ が正会員に向けて提供するサービス
- (2) ACCSJ が提供するサービスの費用については、ACCSJ 運営委員会で定め公開する。

## 第6条 退会

- (1) 退会する正会員又は賛助会員は、所定の方法で ACCSJ に通知しなければならない。
- (2) 会費を通算して3年間滞納した者は、退会したものとみなす。

## 第7条 除名

ACCSJ 運営委員会は、正会員又は賛助会員が ACCSJ 面会交流支援における原則と基準に著しく反する行為をした場合には、当該行為をした正会員又は賛助会員を除名することができる。

## 第8条 本規定の改訂

本規定を改訂するには、ACCSJ 運営委員会において委員の3分の2以上の承認を得なければならない。

## 附則

1. 本規定は、2022年9月23日より施行する。
2. 本規定は、2026年2月26日より施行する。